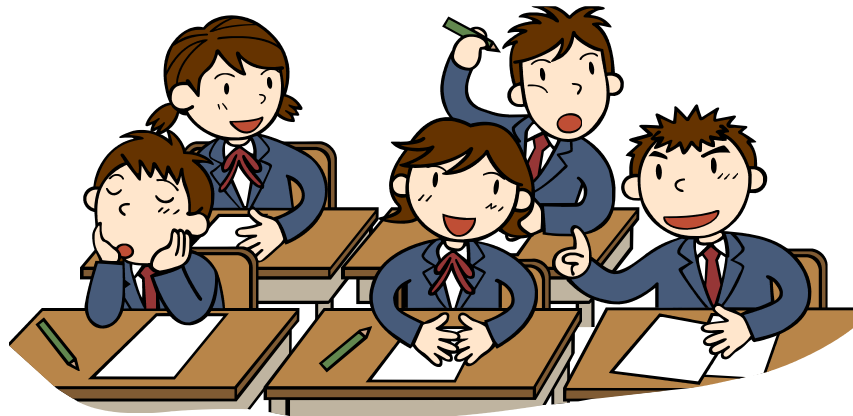
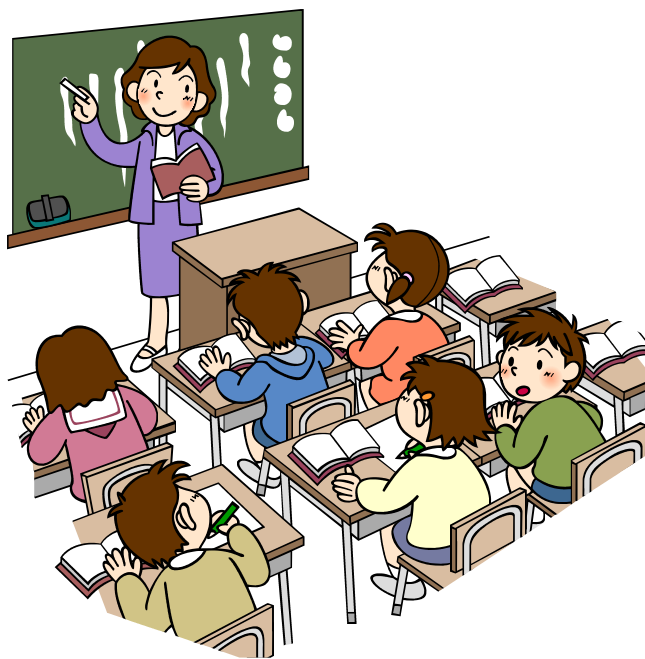


武蔵村山市立小・中一貫校の構想について



平成18年3月

武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会



目 次

第1章 人間力を育成する学校 1

- 1 「人間力」の育成は「国家的改革の目標」 1
- 2 「人間力」とは何か 1
- 3 「人間力」と学校教育 2
- 4 「人間力」の育成と小・中一貫校 3

第2章 小・中一貫校設置の意義及び特色 5

- 小・中一貫校設置の意義 5
- 1 第四小学校と第二中学校の状況 5
- 2 小・中連携教育の発信校としての意義 6

「人間力」を育てるカリキュラム編成の方針 7

- 1 基礎学力・体力の向上 7
 - (1) 確かな学力を習得させる教育課程編成 7
 - (2) 教科横断的な能力を高める教育課程編成 8
 - (3) 身体能力を継続的に育てる教育課程編成 9
- 2 道徳と情報倫理の育成 9
- 3 言語力の育成（国語力・英語力） 10
 - (1) 国語力育成に系統性をもたせる 10
 - (2) 俳句指導 11
 - (3) 英語力を高める 11
- 4 キャリア教育の重視 12
- 5 情報教育の充実・・・情報リテラシーの育成 13
 - (1) 学校の情報化に向けた組織的対応 13
 - (2) メディアリテラシーの育成 14
- 6 交流体験学習の重視 14
 - (1) 奉仕の心の育成 14

「人間力」を育てるカリキュラム実施上の特色 15

- 1 一貫した学習指導・生活指導の実施 15
 - (1) 学習指導の継続性 15
 - (2) 授業規律の徹底 16
 - (3) 規範意識の育成 17

2 異学年交流の実施	17
(1) 縦割り班活動 17 (2) 課外部活動 17 (3) 登下校の安全確保 17	

第3章 「人間力」を育てる学校組織力の充実 19

1 学校経営計画の公開	19
2 小・中一貫校の人事構想	20
(1) 管理職配置 20 (2) 主幹職配置 20 (3) 教諭職配置 20	
(4) 養護教諭職配置 20 (5) スクールカウンセラー配置 21	
(6) 専任司書配置 21 (7) 事務職員配置 21 (8) 技術助手配置 21	
3 プロジェクト型教員組織の検討	21
4 「教師力」向上を目指す校内研修の充実	22
(1) 学びの組織化 22 (2) 指導観を一貫させる 22	
(3) 転入教職員に対するガイダンス 22 (4) 市内小・中学校への発信 23	
5 幼(保) 高校、大学との連携	23
(1) 幼稚園・保育園との連携 23 (2) 高校との連携 23 (3) 大学との連携 24	
6 学校運営協議会の設置	24
(1) 地域住民の意向を適切に把握し、反映させるための具体策 25	
(2) 小・中一貫校運営に関する協議会の役割、関係機関との連携 25	
(3) 学校支援ボランティア等外部人材の効果的な活用 25	
(4) 小・中一貫校の教育活動の評価の在り方 25	
7 学校施設等の整備等	25
(1) 教室配置、特別室配置、職員室配置等 26	
(2) コミュニティスクール構想を支える施設 26	
(3) 学区域及びスクールバスの整備 27	

第4章 小・中一貫校設置のための推進体制 28

1 「武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会」(仮称)の設置 ...	28
2 「小・中一貫校カリキュラム開発委員会」(仮称)の設置	28
3 小・中連携活動の一層の充実	29
4 市民に対する説明責任	29

資料 30

武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会設置要綱	30
武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会名簿	31
武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会検討経過	32

第1章 「人間力」を育成する学校

1 「人間力」の育成は「国家的改革の目標」

平成17年10月26日、中央教育審議会は『新しい時代の義務教育を創造する』を答申した。その「第1部総論」の冒頭は「変革の時代であり、混迷の時代であり、国際競争の時代である」という、厳しい時代認識で始まっている。

それを受けて「(2)新しい義務教育の姿」では、「我々の願いは、子どもたちがよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことである」と述べ、「子どもたちの『人間力』の豊かな育成を図ることが国家的改革の目標である」と提言したのである。

そのためには「高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、保護者や地域社会も加わって、学校が生き生きと活気ある活動を展開する」必要がある。「すなわち『学校力』を強化し、『教師力』を強化」する必要があると述べている。

現在、学習指導要領の改訂作業が平成19年度完了を目途に進められているが、その第1の柱は「『人間力』向上のための教育内容の改善」である。

「人間力」の育成 - これは国家的改革の目標であり、学習指導要領改訂の柱である。

2 「人間力」とは何か

「人間力」について、内閣府の研究会（「人間戦略研究会」）は『報告書』を発表（平成15年4月10日）している。この『報告書』では「人間力」を学校教育だけでなく職業生活や市民生活あるいは文化生活など幅広い立場からとらえ、次のように定義している。

「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」

そして、人間力を構成する要素として次の3つをあげている。

知的能力的要素（基礎学力や専門的な知識・ノウハウをもち自ら継続的に高めていく能力やその応用力）

社会・対人关系的要素（コミュニケーションスキル、リーダーシップ、公共心、規範意識、他者を尊重し互いに高め合う力など）

自己制御的要素（以上の要素を発揮するための意欲、忍耐力、自分らしい生き方や成功を追求する力など）

これらを総合的にバランスよく高めることが、人間力を高めることだとしている。

つまり、「人間力」とは「人間として力強く生きていく総合的な力」である。そして、その「力」の中身は、基本に知的能力があつて（認知的能力）、他者を尊重し高め合う技能や能力があり（技能・能力）、関心や意欲が旺盛で自己制御できる精神力（情意力）である。この3つの力がバランスをとりながら高め合い一体となって稼働する総合力。それが「人間力」である。

3 「人間力」と学校教育

これまで学校教育で叫ばれてきた「確かな学力」や「生きる力」と「人間力」とはどんな関係にあるのだろうか。

最初に取り上げた中央教育審議会の『答申』（各論第1章）では、次のように述べている。

「子どもたちの『確かな学力』としての基礎的な知識・技能と思考力、創造力などをはぐくむとともに、『豊かな心』、『健やかな体』を培い、これらをバランスよく育成する」ことが学校教育に求められている。

また、「これからの社会においては、自ら考え、頭の中で総合化して判断し、表現し、行動できる力を備えた自立した社会人を育成することがますます重要になる」と述べ、したがって、「『確かな学力』を育成し『生きる力』をはぐくむという基本的な考え方は、今後も引き続き重要である」と結んでいる。

「人間力」は、これまでの「確かな学力」や「生きる力」と矛盾する考え方ではない。

それらをさらに一歩進めて「自立した一人の人間」としてトータルな「総合的能力」 - 知徳体の三者がバランスよく高められた総合的な能力 - としてとらえている。

ポイントは「総合的能力」と「バランス」である。内閣府の定義や構成要素をベースに「人間力」を学校教育のレベルでとらえてみると、次のようになる。

「確かな認知的能力」(知識・理解や思考力、想像力、判断力など)があつて、「的確な技能・能力」(読み・書き・計算や身体運動、見方・考え方、表現力など)を身に付け、「豊かな情意力」(興味・関心や意欲、感動、信念・価値観、行動力など)を備えている。そして これら三者がバランスよく高まり総合力として発揮できる。そういう「トータルでダイナミックな能力」である。

現状は、残念ながら、から のそれぞれが不十分なだけでなく のバランスが極めてよくない。その現れの1つが「基礎学力の低下」問題である。学校は「学力論」に振り回されて対処療法的で形骸化した学習に走ったり、奇をてらうような人目を引く方策に気を奪われてしまっている。

そういう迷いから抜け出して問題点を見直そう。三者のバランスある教育をするために何が必要か見直そう。その見直しには「人間力」の考え方が鍵を握っているといつてよい。

4 「人間力」の育成と小・中一貫校

「人間力」の育成には、中央教育審議会も指摘しているように、学校の教育力(「学校力」)の強化と 教師の力量(「教師力」)の強化が基本になる。

(1) 学校の教育力(学校力)の強化

学校の教育力を強化するには、学校の意思決定が校長のリーダーシップのもとに行われ、透明性を確保しながら強力に推進していく体制が必要である。そのためには副校長や主幹・主任などのバックアップが求められる。小・中一貫校では規模的に相当数の人事配置が可能になり、全体としてのパワーがアップし学校意思の遂行が強力かつ円滑に展開できるようになる。

例えば、「人間力」の育成には義務教育9年間の見通しをもった教育カリキュラムの

開発・実施が必要になる。その場合に小・中一貫校はその利点を十分に発揮できる。

また、学校の教育力の強化には地域住民や保護者の学校運営への参画が不可欠である。とりわけ小・中一貫校は地域住民や保護者の理解と連携なくしては成り立たない。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）もしくは学校評議員会制度の導入によって学校運営に地域の意思を反映させたり、学校を拠点とした地域づくりの促進を図るなど、地域との連携を深めていくことが必須になる。そうした地域住民や保護者など幅広い人々とのかかわりが児童・生徒の「人間力」の育成に役立つのである。

さらに、小・中一貫校では小学校から中学校までの広範囲の教材・教具や情報機器等を保有・整備することになる。図書・資料等も幅広い年齢層で利用できる環境が整備される。それとともに情報システムの充実も必要になる。こうした教育環境の整備と充実が学校の教育力を強化し児童・生徒の「人間力」の育成に大きな役割を果たすことになる。

（2）教師の力量（教師力）の強化

教師の力量の強化は「教師研修」に尽きる。その中核は「授業力」と「児童・生徒指導力」の向上にあるが、それとともに大切なのは「人格的資質」である。

教科内容への専門的知識力、教材解釈力、授業デザイン力、授業技術力、子ども理解力、集団指導力、学級づくり力、情報リテラシーの育成などが研修の中心になる。こうした研修を通じて「人格的資質」の向上を図っていくことになる。

小・中一貫校では「プロ教師」としての研鑽が小・中合同で9年間の教育を見通してできる利点は大きい。専門の教科内容についての合同研修や小・中の接続について効果的な研修ができるだけでなく、小学校5年生頃からの教科担任制も実現できる。基礎・基本の確かな習得だけでなく質の高い教育が期待できる。子ども理解についても小・中の教員がいつでも意見交換ができ、きめの細かい一貫した生徒指導ができるようになる。

こうして、小・中で落差の大きい授業方法や生活指導について小・中の教員がお互いに研鑽し合い、自信と信念をもって一人一人の子どもの人間的な成長を促していくことができるようになる。それが豊かな「人間力」の育成につながるのである。

第2章 小・中一貫校設置の意義及び特色

本市に小・中一貫校を導入するにあたり、これまでの本市の各報告書によると、第四小学校と第二中学校がその想定校とされている。そこで本検討委員会では、両校の現状を踏まえながら、両校を小・中一貫校とする場合の意義に加え、小・中一貫校の特色としての「人間力」を育てるカリキュラム編成の方針について検討した。

小・中一貫校設置の意義

1 第四小学校と第二中学校の状況

両校とも、都営村山団地開設に従って設立された学校で、昭和41年4月に開校した。敷地は大南公園の北側に隣り合っている。昭和49年には第四小学校の児童は986名25学級、第二中学校の生徒は1,052名25学級の大規模校であった。しかし、現在は村山団地の住民の高齢化が進み、第四小学校の児童数は279名11学級、第二中学校の生徒数は148名7学級（心身障害学級1を含む）となり、小規模校化している。そしてこの傾向は、さらに進むことが予測されている。

教職員の数は、児童・生徒の数を基準とするため、小規模校の場合、教職員も少人数となる。現在、第四小学校の教職員は、校長1、副校長1、主幹1、教諭15、養護教諭1の計19名、第二中学校は校長1、副校長1、主幹2、教諭13、養護教諭1の計16名である。ただし、第四小学校は日本語学級が特設されているため、その担当教諭の2名を、第二中学校は心身障害学級が設置されているため、その担当教諭の2名をそれぞれ教諭数に含んでいる。

両校とも小規模校ゆえに、1学級の児童・生徒数が25名前後である。このことにより、個に応じた細やかな指導が可能となる。

また、就学前の幼稚園・保育園時代から第四小学校、第二中学校と幼なじみの集団のまま学校生活を送る児童・生徒が大半のため、子ども同士はもちろん、保護者も顔見

知りである。子どもたち同士のかかわりが温かく、身近な友達の大切さを幼少時よりよく分かり、体得している子どもたちが多い。

その反面、小規模校のため人間関係が固定化されており、ひとたび人間関係が崩れると修復することが困難になる場合がある。いじめや仲間はずれなどの人間関係のトラブルが発生すると、それを引きずってしまい、不登校になるケースも報告されている。

また、子どもたちのメンバーが小学生時代から変わらないために、子どもたち同士の力関係がお互いによく分かっているため、競争意識が育ちにくいという側面もある。

さらに、中学校では、部活動が少人数ゆえに制限されている現状がある。部員が少なく、成り立たないのである。あるいは、部員がそろっても、顧問を引き受けて指導する教員が、小規模校のためにいないということもある。そのために、近隣の第四中学校の部活動と合同で活動している部もある。このことは、学校間交流というよさがある反面、「自分の学校で活動が十分できない」「第二中学校独自のカラーが育たない」等の課題ともいえる。さらに学校選択制をとっている本市では、部活動の数や活動状況は学校選択の理由として少なからず影響があり、第二中学校を選択しない生徒の増加が懸念されている。

2 小・中連携教育の発信校としての意義

前述した現状を踏まえ、第四小学校と第二中学校が小・中一貫校となることは、本市にある他の小学校8校、中学校4校に対して、小・中連携教育の発信校となるという点で、意義がある。

現在、小学校と中学校の接続の観点に立ったとき、どの学校も共通して抱えている課題は何だろうか。小学校では、例えば基礎的・基本的学力が十分に身に付いていない状態の児童でも、「卒業」を期に、その指導を中学校に託す状況がある。生活指導上の課題を抱えていても、同様である。一方、中学校では、学力がしっかりと身に付き、学ぶ意欲が十分な生徒と、基礎的な学力が十分ではなく学習に対する意欲が乏しい生徒の2極化の問題や、中学校1年生で急激に増加する不登校の問題を抱えている。

これらの問題は、小学校から中学校へのスムーズな接続の必要性として、全校に共通する課題なのである。

第四小学校と第二中学校が小・中一貫校となり、そこで「人間力」を育てる学校とし

て行われる教育活動は、小・中一貫校ではない他の学校に対して、小・中連携教育の視点から多くの示唆を与えることになるだろう。

「人間力」を育てるカリキュラム編成の方針

小・中一貫校は、義務教育期間に、6年間・3年間というサイクルではなく、9年間というまとまりで、計画的、継続的な指導を行うことができる。このことにより、子どもたち一人一人の興味や関心、学習意欲等に基づいたきめ細かい指導が可能となる。

小・中一貫のカリキュラムを編成する際、9年間を、低学年部（小学校1年生から小学校4年生までの4学年）、中学年部（小学校5年生から中学校1年生までの3学年）、高学年部（中学校2年生と3年生の2学年）の3つに分け、それぞれに指導形態や指導方法等を変えるまとまりとしてとらえることが有効であると考えます。

編成に当たっては、「連続性のある学習指導」を指標し、次に示す基本的な考え方をもって、学習指導要領が示す基礎的・基本的な内容を一人一人の子どもが着実に身に付けるよう、創意工夫を行うことが肝要である。

ここでは第1章で述べた、自立した一人の人間としてトータルな総合的能力（知徳体の三者がバランスよく高められた総合的な能力）である「人間力」を育てる小・中一貫校のカリキュラム編成の方針について、検討の結果をまとめた。

1 基礎学力・体力の向上

自立した一人の人間としてのトータルな総合的能力、人間力を育てるために、子どもたち一人一人の知的能力、身体的能力、精神的能力を最大限発揮させること。小・中一貫校のカリキュラム編成を行う上で、これらの観点を踏まえ、その特色について検討した。

（1）確かな学力を習得させる教育課程編成

現行の制度では、小学校から中学校へ進学する際、学級担任制である小学校から、教科担任制の中学校に移行することは、子どもたちにとって大きな変化であり、乗り越えなければならない壁である。教師側から見ると、入学してきた1年生一人一人の学力を

的確に把握し、課題となっている点を重点的に指導していくことは、教科担任制である中学校としては非常に困難な状況である。

例えば中学校1年生の数学の年間授業時数は105時間である。その限られた授業時間の中で中学校1年生として習得させるべき内容を指導するのだが、それに加えて、例えば九九が未習得な生徒や、四則演算がままならない生徒を105時間の中で特別に指導することは、非常な困難を伴う。

小学校の教育課程で確実に身に付けてくるべき基礎的・基本的な事項が未習得な状況のまま中学校に進学する子どもたちが少なからず存在するのは、小学校と中学校の接続の問題がある。「小学校としてここまで精一杯指導した。あとは中学校でお願いします」という小学校側の思いと、「四則演算や平仮名の正確な表記については確実に小学校で全員に身に付けさせてほしい」という中学校側の思い。この溝は、現行の2つの学校・・・小学校から中学校へという制度の違う学校間ではなかなか埋まらない課題である。

教育特区を申請せず現行制度のまま小・中一貫校の教育課程を編成する場合でも、「卒業」「進学」という区切りが学びの切断にはならない。たとえ中学校段階になったとしても、同じ学校の子どもである。したがって未習得な部分は、小学校課程から中学校課程へ進級しても、「その子の課題」として学校は組織的に連続して指導し続けることが可能なのである。「ゆとりの中で、確かな学力をはぐくむ」ための「継続学習」「重点学習」「反復学習」等、多様な指導、多様な学びを保證することができる。

(2) 教科横断的な能力を高める教育課程編成

平成16年12月に公表されたPISA(OECD生徒の学習到達度調査2003年調査)の結果により、日本の子どもたちの学力の低下が指摘され、国民的話題となった。

この国際調査の目的は、義務教育修了段階の15歳児がもっている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかどうかを評価する調査であり、特定の学校カリキュラムがどれだけ習得されているかをみるものではないとされている。例えば低下したとされる読解力についても、国語科で用いる単なる読解力ではなく「読解力とは、自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」(総合読解力)とされていることから分かるように、PISAにおける学力は、実生活における応用

力や問題解決能力など、教科の枠を超えた横断的な能力（新しい学力）を指している。

小・中一貫校では、新時代が求める新しい学力としての「教科横断的な能力（Cross Curricular Competencies）」の育成を図る教育課程の開発を推し進める。各教科に情報や国際、環境あるいは関連する教科領域の内容を取り込み、小・中一貫して子どもの発達に即して学習単元を編成して、教科横断的で総合的な能力の育成を図る。例えば、読解力をこれまでの国語の指導という枠の中にとらわれなくて、情報という新しい概念や捉え方を取り込んで両者を統合した学習単元を編成して学習指導するなど、総合的に生きた力として発揮できる能力を身に付けさせる。そういう学校づくりを目指したい。

（3）身体能力を継続的に育てる教育課程編成

人間力を根本的に支えるのは、体力である。小・中一貫校では、小学校1年生から中学校3年生までの9年間、継続的に体力向上策を計画・実施できるとともに、健康の保持・増進策についても一貫した教育活動の展開が期待される。

例えば体育についても、体力向上の観点で「走る」「投げる」「跳ぶ」等の諸機能の向上を一貫した指導で行える。歯磨き指導や給食指導等、健康教育や食育の側面からも6歳から15歳までの心身の発達に応じたカリキュラムを編成することが可能となる。

本市の「21世紀における学校のあり方に関する懇談会」は平成18年2月、「武蔵村山市立学校の体力向上策」をまとめた。それによると、本市の子どもたちは、体力については、瞬発力・筋力・持久力・柔軟性などが都の平均値より傾向にあることが分かった。また、健康面では適切な生活習慣が身に付いていない児童・生徒が2～3割いることが指摘されている。

本市の体力向上策を参考に、体育や保健体育の時間を中心として、体力向上及び健康の保持増進を図るため、子どもの実態を踏まえた体力向上・健康増進策を、組織的・計画的に推進する学校づくりを行っていくことが求められている。

2 道徳と情報倫理の育成

小・中一貫校では、道徳教育と情報モラル教育の一貫性とその充実を図り、コンピュータ利用モラルを含め新しい時代に即応した道徳的観念や規範意識の育成に努めたい。それが人間力の根幹であるからである。

「オンラインとオフラインの連続性」とか「オンラインで違法な（許されない）もの

はオフラインでも違法（許されない）」というとらえ方に着目して学習内容を見直す。コンピュータの普及により、映像や写真等大量のデータが瞬時にやりとりすることが可能となった。それと同時に、インターネット上には暴力行為や過激な性描写等があふれるようになった。また、他人を誹謗・中傷するような電子メールやインターネット掲示板への書き込み、チェーンメールなど、子どもたちの健全育成上、多大な悪影響を及ぼす恐れがある。

こうした「オンライン（ネット上の世界）」の出来事は、もともと「オフライン（現実の世界）」でも違法もしくは許されない行為である。そのことをしっかり押さえながら、まずは、オフライン（現実の世界）における道徳や規範を学ばせ、その延長線上にオンラインにおける倫理や規範を関連付けながら学ばせる。ネット上の世界（バーチャルな世界）の基礎は現実の世界にあること、そして両者（オンとオフ）は連続していること、そのことが理解できるよう道徳教育と情報倫理（モラル）教育の統合を検討したい。

その際、小・中一貫校の特性を生かし、中学生年代の子どもたちが小学校低学年クラスの子どもたちに、情報モラルの視点に立ったコンピュータの正しい使い方について教えるなど、特色となる教育活動の展開が期待される。

3 言語力の育成（国語力・英語力）

小・中一貫校では、教科・領域の指導の系統性を確保できる点も大きな特色となる。育てたい力・能力を9年間に系統立て、継続して高めていくことが可能となる。この観点に立ったとき、教科・領域を問わず共通して高めていきたい資質・能力としての言語力の育成が考えられる。特に、コミュニケーション能力や長文読解能力を向上させていくことは、各教科共通した学力向上に結びつくばかりではなく、プレゼンテーション能力の向上につながり、自分らしさを表現する力にも結びつく。言語力は総合的な力であり、「人間力」としての知力側面を支える基礎的・基本的な能力である。

（1）国語力育成に系統性をもたせる

小・中一貫校として、学年発達に応じて、育てたい力を系統的に整理していくことによって、子どもたち一人一人に確実に国語力を高めていくことができる。

例えば、国語力育成の時期を教育課程の中に意図的に設定する。

正しく伝え合うための言語の育成期【低学年部】

論理的・抽象的な言語の育成期【中学年部】

個性を伸長するとともに社会性を備えた言語の育成期【高学年部】

これらの段階を9年間の一貫した国語指導に位置付け、計画的に言語力を高めていく。

(2) 俳句指導

自分を表現することに自信をもった子どもたちに育てるためのカリキュラムとして、例えば俳句指導がある。俳句は、季節の移り変わりを生活の中に感じ、そこから体感した感動をわずか17文字で表現する。俳句指導により、一つの現象、とある出来事をじっと見つめることで、感動力が高まり、共感する力を育てることになる。

その推進のためには、俳句関係の掲示コーナーを特設したり、各種コンクールに一貫校として参加したりすることで、一貫校の子どもたちは学年相互に様々な感想をもち、言葉に対して敏感で繊細な感覚を養うことができる。

(3) 英語力を高める

現在、中学校では各学年とも英語を週3回実施している。年間105時間が標準である。小学校では、英語科の時間はなく、「英語活動」を総合的な学習の時間、あるいは特別活動で実施する学校もある。これは現行の学習指導要領の規定である。

ところで、市内の多くの幼稚園では、英語の学習を取り入れ、英会話に力を入れている。これは、全国的な傾向でもある。

子どもたちの立場に立って考えると、幼稚園、あるいは保育園で英語に触れる経験があり、次に小学校では英語活動として英語を体験し、中学校進学で初めて教科としての英語を学ぶことになる。

小・中一貫校開設により、英語科と英語活動の間の連続性が教育課程上、保証される。中学校の英語科の教師により、指導計画に専門性が加わるとともに、集会活動や校内掲示物にも、英語的な視点が加えられることが期待される。子どもたちの言葉の習得は、日常生活と密接に関係している。その点からも、小・中一貫校の特色として英語力の向上に対する期待は大きい。

4 キャリア教育の重視

キャリア教育とは、児童・生徒一人一人に望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育である。

現在、若者のフリーター志向の広がりや無業者の増加、就職後の早期離職等が社会問題になっている。小学校段階から地道な取組を積み上げ、働くこと・生きることへの意欲や前向きな態度、自立意識や目的意識等を培い、職業人として必要な基礎的・基本的な資質や能力を身に付けさせることは、極めて重要な教育課題である。

本市においては、全中学校で2～3日間の職場体験学習が展開され、体験を通じた望ましい職業観、勤労観の育成が行われている。

小・中一貫校においても、児童・生徒に望ましい勤労観・職業観をはぐくみ、主体的に進路を選択する能力や態度を育成することをねらいとし、9年間を通して組織的・系統的に行うキャリア教育をカリキュラムを行う。

その編成の視点として、次の4点を例示する。

人間関係形成能力

他者の個性を尊重し、自己の個性を發揮しながら、様々なコミュニケーションを図り、協力・共同してものごとに取り組む能力

情報活用能力

学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、自己の進路や生き方の選択に生かす能力

将来設計能力

夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら、前向きに自己の将来を設計する能力

意志決定能力

自らの意志と責任で、よりよい選択・決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取組み、克服する能力

言うまでもなく、キャリア教育は、特定の教科・領域等に限って行うものではない。全教育活動を通して行うキャリア教育の全体計画と年間指導計画の作成が必須である。

5 情報教育の充実・・・情報リテラシーの育成

小・中一貫校では、高度情報通信社会に対応した情報教育の一層の充実を期待したい。

本報告書の第1章で取り上げた中央教育審議会の答申（『新しい時代の義務教育を創造する』）では「社会のIT化に対応し、学校の情報環境を整備し、情報リテラシーを高める教育を充実することも重要である」と述べ、改めて教育の情報化への取り組みの重要性を指摘している。現在は、IT社会とかユビキタスネットワーク社会と呼ばれるように、我々の生活を取り巻く情報メディア環境は大きく変わってきている。

そういう社会の変化に対応して主体的に生きていける児童・生徒の「情報リテラシー」を高める教育（情報教育）は喫緊の課題である。大量に溢れる情報の中から必要で有用な情報を選択し活用していける能力を育てるためには、単にインターネットなどの情報機器が使える教育では済まされない。情報教育で大切なのは「情報知」（「情報」の種類や性質、特性に関する科学的な知識）を豊かに育成し、情報の真偽や価値を見分ける「情報センス」を身に付けさせ、情報の存在を気にとめる「情報マインド」を醸成する。そういう情報リテラシーを育成することである。小・中一貫校では、9年間を視野に入れ発達段階に応じて「情報知」「情報センス」「情報マインド」を系統的に教育していくことが可能になり、知識基盤社会に生きる人間力の育成が期待できる。

（1）学校の情報化に向けた組織的対応

学校の情報化を推進するためには、校長を中心に、全教職員で対応していく必要がある。全教員が、子どもたちにとって分かりやすい授業を創造するために、多様なメディアを活用して各種の情報を授業に生かすことが求められる。それはコンピュータやインターネットという高度情報機器を使いこなせるという意味だけではなく、オーバーヘッドプロジェクタ（OHP）やスライド資料等、多様なメディアを授業で活用していくことを期待したい。情報教育というと、パソコンやインターネットと考えがちだが、あまり使われなくなったOHPには、使い安さ、利便性があり、もっと活用されてもいい。

大切なことは、情報を活用することで、授業が生き生きとした楽しく分かりやすいものになるということである。

ところで、コンピュータを授業で活用できるという教員は、東京都は、小学校87%、中学校49.5%であり、小学校と中学校では差が際だっている。小・中一貫校の教員には、コンピュータ活用能力の向上に期待したい。

そのほかにも、校内LANの整備や、どの教室からでもインターネットにアクセスできる環境の整備、情報漏洩の未然防止策策定等、施設・設備とその活用について組織的な対応を求めたい。

(2) メディアリテラシーの育成

メディアリテラシーの育成の面では、新聞や雑誌、インターネットのホームページ等、それぞれのメディアの特性を理解し、学習のねらいを達成するために、目的に照らして有効なメディアを主体的に取捨選択し、評価し、活用していける能力と技能の育成を重視したい。小・中一貫校では、すべての教科でインターネットを含むメディアを活用することで、このメディアリテラシーを育成することを望みたい。

メディアリテラシー育成には、学校図書館の活用も重要である。図書資料を読み、理解し、記載された事項を活用していくなかで、不足している情報や古い情報について、別のメディア、例えばインターネット等から最新の情報や、より詳細な情報を得る。この学習を通じて、多角的・多面的に情報を得て活用しようとする態度と構えを育成していくことを期待したい。

なお、旧郵政省の「放送分野における青少年とメディアリテラシーに関する調査研究報告書」によると、メディアリテラシーの構成要素として「メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力、特に情報の読み手との相互作用的コミュニケーション能力の3つに整理している。

6 交流体験学習の重視

小学1年生(6歳)から中学3年生(15歳)までの異年齢の子どもたちが共に生活することにより、豊かな人間性や社会性を一層身に付けることができる。また、多くの子どもたちとのかかわりを通して、自己制御力の育成も期待できる。

(1) 奉仕の心の育成

東京都教育委員会は、平成19年度に全都立高校の全課程において、東京都設定教科・科目「奉仕」を1単位以上の必修とし、実施する。

現在、第二中学校では、夏季休業中に、都立村山養護学校の夏祭りボランティアに2

0名以上の生徒が参加し、積極的に活動している。また、青少年対策協議会主催の餅つき大会では、第二中学校の生徒が前日から積極的に手伝い、当日は第四小学校の児童に餅のつき方を教えたり、こねどり（餅をこねる役割）を手伝ったりしている。

小・中一貫校では、このような交流体験活動を重視し、奉仕の心を豊かに育成することが可能となる。小学校課程の低学年の子どもたちは、同じ学校で学ぶ中学校課程の生徒に優しく接してもらい、温かい交流活動を体験する。そんな体験を豊かに味わった児童が、やがて中学生となり、同じ学校で学ぶ小学生たちに奉仕活動をする。

奉仕体験を継続的に積み重ねていくことは、高校の奉仕科等との接続がスムーズになるとともに、何よりも人間力ある大人として成長していく基礎となる。

「人間力」を育てるカリキュラム実施上の特色

本検討委員会では、現在の本市の小・中学校で行われている教育の状況から、小学校と中学校の授業方法や生活指導について、大きな差があることを話し合ってきた。

本章 -1-(1) 確かな学力を習得させる教育課程編成でも指摘したが、「読み・書き・計算」という小学校でどの児童も確実に習得させたい学力が未習得のまま、中学校に入学する児童の存在や、私語・立ち歩き・居眠り等、学習態度が中学生とは思えない状況の生徒の存在が指摘されている。

小・中一貫校は「人間力」を育てる学校を目指し、カリキュラムを編成するが、その実施上の特色を以下のようにまとめた。

1 一貫した学習指導・生活指導の実施

小学校と中学校、2つの異なった校種間の連携ではどんなに工夫しても限界があった指導上の制約が、小・中一貫校となることで改善できる点として、「継続した学習指導」、「授業規律の確立」、「規範意識の育成」が考えられる。

(1) 学習指導の継続性

小・中一貫校では、何と言っても9年間という長いスパンでカリキュラムが編成される。その実施上の特色としては、学習指導の継続性が指摘できる。

九九が満足に唱えられない、四則演算が十分できない生徒は、中学校の教室で学ぶことが苦痛であったはずである。

小・中一貫校では、小学校の教師が、中学校段階の生徒に対しても、その生徒に適した教材と指導方法を用いて、継続して指導することができる。放課後の補習指導でも、小学校課程を修了した生徒でも同じ校舎内にいるため、自校の生徒として小学校時代の担任、あるいは教科担任が指導を継続できるのである。

指導の継続性。このことは、国語、算数・数学に限ったことではなく、実技系の教科でも共通している小・中一貫校ならではの特色である。

教師側としても、小・中一貫校では職員室が一緒であり、同じ学校の子どもの学習状況は、教師間で容易に情報共有が図られ、指導に一貫性が生まれる。

(2) 授業規律の徹底

この点も前述したが、敢えて重複すると、小学校は学級担任制であるため、担任主導で授業規律を作る。学習の雰囲気や学級風土が出来上がり、自然に帰属意識が児童に高まる。それは学級担任制のよい点であるが、その反面、児童と担任との関係が合わなくなったとき、一挙にいわゆる学級崩壊という混乱状態に陥ってしまう場合がある。

また、学習用具以外の持ち物、忘れ物の対応、髪型等も、担任とそのクラスの子もたちとの間で独特の取り決めがある場合が多い。

ある意味では、学級担任さえ了承すれば、子どもたちは自由に学習できたのが小学校であるが、中学校に入学し、教科担任制になると、授業規律の点で大きな壁が生じてしまうことがある。校則が徹底され、どの教師も共通した生活指導を行うことが原則の中学校は、小学校と比べて厳しいと受けとめる生徒もいる。中学校1年生で突如増加する不登校生徒出現率には、学習のつまずきとともに、生活指導面でのつまずきが大きいのではないだろうか。

小・中一貫校は、中学年部から教科担任制をとるなど、教科の専門性が高い教師の授業が展開される。その際、授業規律の確立に向けて、小学校籍と中学校籍の教師が同じ一貫校の職員として共通理解して指導に臨むことで、児童・生徒は授業規律を徹底して身に付けることが可能となる。

学級活動における基本的な生活習慣については、あいさつや言葉遣い、時間や期限の厳守、忘れ物をなくし持ち物の整理整頓を行うことなど、9年間を見通して、日常生活の実践に結び付く効果的な指導を展開したい。

(3) 規範意識の育成

道徳教育の面でも、小・中一貫校は指導の一貫性が期待できる。

道徳の時間全体計画が9年間のものとなり、道徳的実践活動についても継続性が高まる。小学生の前なので、中学生にとっては手本となろうとする意識の高揚が期待される。

2 異学年交流の実施

同じ校舎に小学生と中学生が学ぶということは、自然に異学年交流が展開されていくことが期待できる。縦割り班活動、課外部活動、登下校等に期待される活動をまとめた。

(1) 縦割り班活動

全校朝会や各種集会の活動については、合同で開催することにより、子どもたちの活動に対する意欲・関心を高め、学び合う態度を育成できる。

児童会活動及び生徒会活動については、役員会や各種委員会を合同で開催することにより、子どもたちの自発的、自治的な活動をより活発にしたい。

日常では、「読書活動」「清掃活動」「ランチルームによる縦割り給食」等が考えられる。

小学校のクラブ活動については、中学校の教師による指導や課外部活動との関連を図った活動を展開することで、子どもたちのニーズにより即した指導が行われるものと考ええる。

学校行事については、それぞれの行事で各発達段階ごとにはぐくむ資質や能力を明らかにした上で、小・中学校合同で開催する行事を選定し実施したい。

(2) 課外部活動

現在は第二中学校の課外部活動に第四小学校の児童は参加していないが、小・中一貫校になったとき、中学年部の小学校課程の児童の参加が考えられる。

また、顧問についても、小学校籍の教諭が小・中一貫校では顧問となって中学校課程の生徒を指導することが可能となる。

課外部活動に多様性が出ることで活性化が図られる。

(3) 登下校の安全確保

現在も第四小学校と第二中学校は隣り合っているため、登校時あるいは下校時に小学生と中学生が一緒に歩くことはあった。

小・中一貫校となった場合、同じ学校の子どもであるという意識が、様々な活動を通じて子どもたちに芽生えることが予想されるので、例えば低学年部の1年生が高学年部の中学生に手を引かれて登校する等、登下校の安全確保という観点からも、異学年交流活動が期待できる。

第3章 「人間力」を育てる学校組織力の充実

第1章でふれたように、「人間力」を育成する学校としての小・中一貫校は、「高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、保護者や地域も加わって、学校が生き生きと活気ある活動を展開する」ことが望まれる。そのためには、「学校力」を強化し、「教師力」を強化する必要がある。

「学校力」「教師力」は、校長の明確なリーダーシップのもとに行われる、学校経営や運営の充実によって高められ、発揮される。そのためには、校長を支える副校長や主幹・主任のバックアップが必要であるとともに、全教職員が高い使命感をもって主体的に学校運営に参画することが求められている。それを通じて「学校力」「教師力」が高まることで、「人間力」を育てるといふ学校意志の遂行が強力かつ円滑に展開される。

1 学校経営計画の公開

小・中一貫校の校長は、人間力を育てる学校としてのビジョンを明らかにし、「学校力」「教師力」をキーワードとして中期的目標を立て、各年度における学習指導、生活指導、進路指導、学校運営等の教育活動の目標と、これを達成するための具体的方策及び数値目標を示す、「学校経営計画」を策定することが期待される。

立案した小・中一貫校としての学校経営計画を、保護者や地域住民に公表するとともに、ホームページを通じて広く市民に公開することで、新しいタイプとしての小・中一貫校の教育活動に関する説明責任を果たすことになる。市民や保護者にとっては、小・中一貫校進学の際に有用な情報となる。

学校経営計画は、校長のいわば公約である。それは、後述する「学校運営協議会」を導入する際、「学校運営協議会」が学校を支援したり、指導・助言をする際の基礎資料となる。

また、「教師力」の視点に立つと、学校経営計画を公開することにより、教職員が自己申告書を作成する際の組織目標ともなる。教職員の力を結集し、組織として「人間力」を育てるための教育活動推進する際の、礎となるものである。

2 小・中一貫校の人事構想

小・中一貫校は、市内各校に小・中連携教育に関する発信校という先導的な役割をもつために、その人事構想にも特別の対応を期待したい。財政面の課題があることを十分承知した上で、その理想とする人事構想について以下に提言する。

(1) 管理職配置

小・中一貫校の管理職配置については、校長1名、副校長2名が望ましい。校長は学校の総責任者として小・中一貫校経営の全てを総括する。副校長2名は、校務全般及び教務を統括する副校長、生活指導系分掌及びキャリア教育を含む進路指導系分掌を総括する副校長と、校務分掌によってその役割を担う。

(2) 主幹職配置

通常の小学校では主幹は2名配置、中学校では3名配置を標準とする。

小・中一貫校の主幹についても、標準配置数と同様に、小学校籍の主幹が2名、中学校籍の主幹3名の計5名配置が望ましい。副校長のラインの下で、校務(教務)主幹2名、生活主幹2名、進路指導主幹1名の分掌とする。

(3) 教諭職配置

通常の小学校は学級担任制、中学校では教科担任制をとっている。

本市の小・中一貫校については、第2章で述べた低学年部までは学級担任制をとり、中学年部以上は教科担任制をとることを想定している。ただし、教科担任制をとる学年においても、小学校でいう学級担任的な役割を担う教諭の配置は必要である。

また、体育、音楽、図工・美術、技術・家庭の家庭については、小学校籍・中学校籍複数配置が望ましい。

なお、小・中一貫校の特殊性を考え、特に教員の転入については、公募制を採るなど配置を工夫し、小・中一貫校教育に意識の高い教諭が配属されるようにする等、検討を希望する。

(4) 養護教諭職配置

通常は小学校1名、中学校1名の配置であるが、小・中一貫校では2名の配置が望ましい。6歳から15歳までの児童・生徒の心身の発達段階の違いに対応する必要がある

ためである。

(5) スクールカウンセラー配置

通常は小学校には配置がなく、中学校に年間35日間配置されている。

小・中一貫校においては、臨床心理士資格を有するスクールカウンセラー1名の配置を望む。小・中一貫校のスクールカウンセラーは、市内の他の12校のセンター的役割も担う。

(6) 専任司書配置

現在は教諭の中で司書教諭免許をもつ者が学校図書館の司書の役割を担っている。

小・中一貫校では専任の司書配置により、学校図書館の充実及び地域への開放が可能となる。

(7) 事務職員配置

現在は、東京都事務職員が1名、市の事務職員が1名配置されている。小・中一貫校では、東京都事務職員を2名、市の事務職員1名の配置により、学校事務の効率化が図られる。

(8) 技術助手配置

現在は、各校1名の配置である。小・中一貫校では2名の配置が望まれる。

3 プロジェクト型教員組織の検討

上記2小・中一貫校の人事構想で指摘した教職員が配置された場合、「校務分掌型教員組織」とともに「プロジェクト型教員組織」の導入を図ることが望ましい。

従来の「校務分掌型教員組織」は、教務・生活指導・特別活動・進路指導・校内研修・学校保健・学校事務など、学校の教育活動を効果的に推進するために運営する上で必要な校務を、所属職員が役割分担して、年間を通じて固定して実施していく。

「プロジェクト型教員組織」は従来の「校務分掌型教員組織」を排するものではない。それを補完する組織である。ある課題解決を実践的に遂行する臨時の組織である。小・中一貫校運営に当たっては様々な緊急課題や運営上の事務的な解決課題が想定される。それらの解決のためには「プロジェクト型教員組織」が有効である。ある課題解決に関

心と能力のあるメンバーで小集団をつくり、精力的に作業を推進していき目的を達成すると解散する。学校経営にそういう「プロジェクト型教員組織」の導入を求めたい。

4 「教師力」向上を目指す校内研修の充実

第1章の4の(2)で教師の力量、教師力の強化は、「教師研修」に尽きると述べた。そして、その中核となるのが、「授業力」「児童・生徒指導力」「人格的資質」であることについても指摘した。

(1) 学びの組織化 (learning organization)

小・中一貫校の教師には、その特別な教育課程を編成・実施していく上で研修の充実が求められる。先に「プロジェクト型教員組織」について指摘したが、小・中一貫校の教員研修では「学びの組織化 (ラーニング・オーガニゼーション)」を図ることが重要である。この場合の「学び」とは「教員研修」を意味し、教師力を高めるための研修である。

従来の教員研修は、初任者研修会や10年経験者研修会などの必修研修は別として、教員の興味・関心で選択される場合が大半だった。

小・中一貫校の教員研修は、学校として研修の体制を構築し、教員の興味・関心や意欲を認めつつも、組織として教員研修を計画・実施していくことが求められる。つまり、学校として必要だと考える研修を、学校が必要だと認める教員に受けさせることで、小・中一貫校の「教師力」は向上する。

(2) 指導観を一貫させる

小・中一貫校というある意味では特別な教育課程をとる学校の教師には、とりわけ「校内研修」の充実が必要である。現在の小学校と中学校の指導方法の落差は、非常に大きい。板書の仕方、教室掲示物、机間指導等、小学校教諭と中学校教諭がお互いの指導方法のよさと課題を認め合い、授業力を高め、児童・生徒指導力を培うことが求められる。

また、人格的資質については、小・中一貫校教諭としての「使命感、熱意、感性」、6歳から15歳という発達段階が全くことなる児童・生徒に対する「児童・生徒理解」、「指導技術」、「教材解釈と教材開発」等の研修を重ねることによって向上が期待される。

(3) 転入教職員に対するガイダンス

毎年4月には教職員の異動がある。小・中一貫校については公募するなど、一貫校に

興味・関心があり意欲のある教職員を意図的に配置することを検討していただきたい。

とくに、市外の通常校から小・中一貫校に異動してくる教職員に対して、異動前に本市の小・中一貫校の教育課程に関するガイダンス的な研修を位置付ける必要がある。

(4) 市内各小・中学校への発信

さらに小・中一貫校の校内研修と研究の成果は、小・中連携教育の成果として、市内の各小・中学校へ発信し、情報提供を期待したい。そのために、「小・中一貫校研修だより」等の発行が望まれる。

また、他校の教職員向けに、小・中一貫校の授業を公開し、児童・生徒の学びの姿と教師の指導の在り方を通じて、小・中連携教育に関する啓発を期待する。

5 幼（保） 高校、大学との連携

本市に小・中一貫校が開校されることによって、他の教育機関との連携がこれまで以上に重要となってくる。とりわけ、第四小学校と第二中学校のある緑が丘地区周辺の幼稚園、保育園、都立上水高等学校、拓殖大学第一高等学校、国立音楽大学及び東京経済大学等との連携は、「人間力」を育成する学校として重要な学校経営・運営の柱となる。

(1) 幼稚園・保育園との連携

市内の幼稚園、保育園に対して、小・中一貫校の教育を周知することが大切である。小・中一貫校という新しいタイプの学校が本市にあることを就学前の子どもを教育・保育している幼稚園、保育園の職員に周知することによって、保護者に対する情報提供にもつながる。そのためには、市内幼稚園長会、市内保育園長会等に学校案内等の配布や、幼稚園、保育園対象に一貫校低学年部の1年生の授業公開等、学校公開を積極的に行うことが必要である。

また、低学年部の生活科、中学年部からの総合的な学習の時間等で、幼稚園児、保育園児との直接交流は、幼い者に対する思いやりの心を育てるとともに、児童・生徒に自己成長感を感じさせることが出来る。

さらに、高学年部の職場体験等の際、近隣の幼稚園や保育園と連携を深めておくことで、キャリア教育の観点からの連携も期待される。

(2) 高校との連携

都立上水高等学校では平成19年度から「奉仕科」が開設される。位置的に近いという利点を生かし、小・中一貫校として上水高校生の奉仕科実習等を年間を通じて受け入れ、児童・生徒に対する学習サポートや、クラブ活動・部活動のインストラクターやコーチとして指導を受ける。小・中一貫校生にとっては、将来のモデルとしての高校生に直接触れることによって、高等学校に対するあこがれや夢を抱かせることになる。

(3) 大学との連携

国立音楽大学には教員養成コースがあり、音楽科の教師を目指す学生が在籍する。小・中一貫校としてそのような大学生の教育実習を受け入れることで、音楽教育の向上が期待される。また、現在の第四小学校箏クラブや、第二中学校吹奏楽部の活動が発展・継続する小・中一貫校の音楽部活動にも、コーチとして国立音楽大学生が加わり、指導を受けるなど、教育活動としての連携が期待される。

また東京経済大学村山校舎には、テニスや剣道など運動部活動に励む大学生が多く在籍する。これらの大学生を小・中一貫校の体育の授業や部活動に招き、専門性を生かしたコーチを受けることによって、技術面の向上やスポーツマンシップの習得が期待できる。

6 学校運営協議会の設置

学校運営協議会とは、保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参画する公立学校の新しい仕組みであり、コミュニティ・スクールとも言われる。平成16年9月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、設置できるようになった。平成17年12月8日現在、全国で34校（東京都では足立区立五反野小学校をはじめ10校）が指定を受けている。

その主な役割は、校長の作成する学校運営の基本方針の承認や、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を具申すること等である。

本市が小・中一貫校を開設する際、校長の学校経営計画や教職員の配置について、意見具申を行い、小・中一貫校経営の透明性を確保するとともに、保護者及び地域住民からの支援を担保することが出来る。小・中一貫校基本計画策定に当たり、次の視点をもって学校運営協議会の設置について検討をすることを提言したい。

(1) 地域住民の意向を適切に把握し、反映させるための具体的方策

小・中一貫校の学校運営協議会委員の構成や、その選定方法、さらに地域ニーズの把握と反映方策などについて検討すること。

(2) 小・中一貫校運営に関する協議会の役割、関係機関との連携

教育委員会、小・中一貫校、小・中一貫校学校運営協議会のそれぞれの権限と役割の在り方についてや、小・中一貫校、地域住民、関係機関との連携を密にするための方策などについて検討すること。

(3) 学校支援ボランティア等外部人材の効果的な活用

本市の教育ボランティア制度、学習支援ボランティア制度に加え、地域住民や保護者の学校支援ボランティア登録や、それら人材の一貫校としての有効活用について検討すること。

(4) 小・中一貫校の教育活動の評価の在り方

学校評価については、平成14年4月1日より施行されている小学校設置基準等において、自己評価の実施と結果の公表が努力義務化されるとともに、保護者等に対する情報提供についても各学校において積極的に行うこととされた。

小・中一貫校としての自己評価、保護者の外部評価、児童・生徒の評価、学校運営協議会委員による評価の在り方と、その活用の仕方についてや、教育委員会による定期的な監査及び評価の在り方について検討すること。

7 学校施設等の整備等

小・中一貫校の校舎は、一体型と分離型に大別される。本検討委員会としては、一体型小・中一貫校の設置を望む。小学校課程と中学校課程の接続を考慮し、9年間継続して人間力を育てるカリキュラムを作っても、小学校課程と中学校課程の学びの場が分離しては、小・中連携教育の域を出ない。

しかし、一体型小・中一貫校開設のためには、現在の第四小学校と第二中学校いずれかを改築・改修工事することが必要となり、予算上の制約がある。それを踏まえた上で、一体型小・中一貫校としての学校施設について、望ましい在り方について提言する。

(1) 教室配置、特別室配置、職員室配置等

低学年部、中学年部、高学年部の3つのグレードごとに階を分けて普通教室を配置する。

すべての教室に冷暖房施設を整備する。

理科室・音楽室・図工室・美術室等専科室については、複数整備する。

全教職員が一同に会する職員室と、各教科の専科職員室（複数教科が1室でも可）を設置する。

学校図書館2室を設置する。1つは低学年部から中学年段階、1つは中学年から高学年段階の図書を中心に配置する。

プールについては1つとするが、深度を変える装置の設置が不可欠である。子どもたちの身長にプールの深さを合わせる関係で、第二中学校のプールを一貫校のプールとする。

体育館については、冷暖房を完備するとともに、プロジェクター等の視聴覚設備についても配備する。

校内LANを設置する。すべての教室からインターネットにアクセスできる環境とする。

教育相談室、カウンセリング室等を設置する。

談話室、畳やカーペット敷きのコーナー等、子どもたちがくつろげる場を設置する。

保護者控え室、PTA室の設置等、保護者の部屋を確保する。

男女別の更衣室を設置する。

(2) コミュニティ・スクール構想を支える施設

学校運営協議会が発足した場合、地域の学校としての施設・設備も、あらかじめ考慮しておくことが必要である。

教育ボランティア室の設置

外部人材との打ち合わせが出来る部屋の設置

学校運営協議会室の設置

放課後の子どもの居場所となるプレイルームの設置

放課後や休日に、自学自習できる学習室の設置

(3) 学区域及びスクールバスの整備

小・中一貫校は特別なカリキュラムと校内組織、施設・設備を有する中で、9年間一貫して「人間力」を育てる学校である。第四小学校と第二中学校を母体とするため、両校の学区域に居住する児童・生徒は一貫校に入学することができるが、学区域外の児童・生徒についても入学を受け入れる体制をとることを希望する。つまり、小・中一貫校の学区域は、本市全体とする。

その際、一貫校から距離的に遠い住所の児童・生徒のために、スクールバスの整備を希望したい。幼稚園の園バスをイメージし、児童・生徒の自宅付近をスクールバスが巡回するのである。

バスの購入費用やその運営経費については、詳細な検討が必要である。特に運営経費については、受益者負担を含め、検討することが必要である。

第4章 小・中一貫校設置のための推進体制

第1章から第3章までに提言した小・中一貫校を実現するには、開設に要する準備期間を設け、以下のような推進体制を整備する必要がある。

1 「武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会」 (仮称)の設置

一貫校開設のためには、「武蔵村山市立小・中一貫校基本計画」を策定し、保護者及び市民に説明し、理解と協力を得ながら推進する必要がある。そのために、「武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会」(仮称)(以下、「基本計画策定委員会」という。)を設置するなどして、市民に開かれた推進体制を整備することが望まれる。

基本計画では、本報告書等を踏まえつつ、一貫校として設置する目的や教育の理念、学校の特色、人事面、施設面の充実・整備等について、年次ごとに計画化する。したがって、基本計画策定委員会の組織、運営に当たっては、関係者及び関係機関との緊密な連携の下に推進する必要がある。

2 「小・中一貫校カリキュラム開発委員会」(仮称) の設置

本報告書で提言している「人間力を育てる小・中一貫校」の実現には、相当の準備期間を要する。特に、特色あるカリキュラムの開発は、短期間ではできない。学者(研究者)、校長・副校長などの管理職、経験豊かで力量のある教員などの協力を得て、時間をかけてカリキュラム開発に取り組む必要がある。

そこで、「小・中一貫校カリキュラム開発委員会」(仮称)を設置し、計画的、継続的に推進する。委員については、第四小学校と第二中学校の教職員が中心となり、一貫校としてのカリキュラム案を立案する。立案されたカリキュラム案に従い、一貫校になる前にカリキュラムの試行を行うことが必要である。試行してその成果と課題を分析し、さらにカリキュラムに改善を加えた上で、正式に小・中一貫校のカリキュラムとして、

届け出教育課程を編成・実施することが望ましい。

3 小・中連携活動の一層の充実

小・中一貫校の想定校である第四小学校と第二中学校では、学校として「カリキュラム開発委員会」にかかわるとともに、これまでの小・中連携の活動を一層充実させることが重要である。両校は垣根一つの隣接する学校ではあるが、小・中一貫校として統合する場合は、最初の段階で相当な軋轢が想定される。

その軋轢を軽減するには、学校の教育目標、指導の重点等の共通化、同一テーマによる校内研修の実施、教職員の派遣授業（交流授業）の実施、児童・生徒の交流活動の導入など、両校の連携した教育活動の一層の充実が望まれる。

4 市民に対する説明責任

小・中一貫校開設に当たって、保護者・市民に一貫校の教育活動、施設・設備、教職員組織編成等について、構想の段階から十分に事前説明することが大切である。その上で意見を聴取し、改善に資することが求められるであろう。

第四小学校、第二中学校に愛着のある保護者や住民も多いと思われる。両校の校章や校歌の保存などメモリアルルームの設置や、小・中一貫校の校章、校歌、制服などについても、広く市民から意見を募り、それを活用していく姿勢をもつことが大切である。

武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵村山市における小・中一貫校の設置について検討を行うため、武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、武蔵村山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 小・中一貫校設置の意義に関すること。
- (2) 義務教育9年間の教育課程編成に関すること。
- (3) 小・中一貫校の施設及び人事等の条件整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるところにより教育委員会が委嘱する委員11人をもって組織する。

- (1) 武蔵村山市立小・中学校の校長 2人
- (2) 武蔵村山市立小・中学校の副校長 2人
- (3) 武蔵村山市立小・中学校の主幹 2人
- (4) 学識経験者 1人
- (5) 市内小学校PTA代表者 1人
- (6) 市内中学校PTA代表者 1人
- (7) 市内幼稚園関係者 1人
- (8) 都立高等学校関係者 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会名簿

	役職	氏名	所属・職名	区分
1	委員長	古藤泰弘	星槎大学教授	学識経験者
2	副委員長	山本秀年	武蔵村山市立第四小学校長	市立学校長
3	委員	西山多恵子	武蔵村山市立雷塚小学校長	市立学校長
4	委員	池谷光二	武蔵村山市立第七小学校副校長	市立学校副校長
5	委員	神成真一	武蔵村山市立第二中学校副校長	市立学校副校長
6	委員	為國里美	武蔵村山市立第四小学校主幹	市立学校主幹
7	委員	和田薫	武蔵村山市立第二中学校主幹	市立学校主幹
8	委員	人見智保	武蔵村山市立第四小学校PTA会長	市立小学校PTA
9	委員	細野弘美	武蔵村山市立第二中学校PTA副会長	市立中学校PTA
10	委員	芦川征史	東京多摩幼稚園長	市内幼稚園
11	委員	永作誠一郎	都立上水高等学校副校長	都立高等学校

武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会検討経過

回	開催期日	主な検討事項等
1	8月 9日(火)	年間計画 小・中一貫校に期待する魅力について(講演)
2	9月12日(月)	小・中一貫校設置の意義について 教育課程編成
3	10月18日(火)	小・中一貫することで期待される特色ある教育課程について
4	12月 1日(木)	小・中一貫校の施設及び人事等について
5	2月 9日(木)	報告書の作成

武蔵村山市立小・中一貫校の構想について

平成18年3月10日発行

武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会

編集・発行

武蔵村山市教育委員会教育指導課指導グループ
電話 042-565-1111内線434

